

仕 様 書

- 1 発注者
日本赤十字社広島県支部（広島市中区千田町 2-5-64）
- 2 業務名称
広島電鉄株式会社が所有する路面電車への広告掲載に関する業務委託
- 3 業務内容
本件業務の受託者の実施する業務は以下のとおりとする。
 - (1) 電車車内中吊ポスター
ア 対象は全線の中吊とし、B 3 シングルの左右どちらか片側すべてに掲出とする。
イ 対象は全線の中吊とし、B 3 で掲出とする。
 - (2) 広告デザインの作成
デザイン用素材は、発注者から JPEG 又は AI 形式で提供する。必要に応じリサイズ、挟み込み部分も考慮したデザインを行うこと。
なお、決定したデザイン図は、発注者及び広島電鉄株式会社、広島市に対して許可を得ること。
 - (3) ポスター印刷
上記（2）完了後、実際の車両に取り付けるポスターを印刷すること。
なお、媒体サイズ及び仕様に関して広島電鉄株式会社指定に準拠すること。
 - (4) ポスター取り付け
上記（3）で印刷したポスターを上記（1）の車内に広島電鉄株式会社と日程調整の上、取り付けに関する工事を施工すること。
工事完了後、発注者へ報告すること。
- 4 掲出期間
 - (1) 中吊 B 3 シングル片側ジャックポスター（全線）
令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間の中から発注者が指定する連続する 3 週間とする。
 - (2) 中吊 B 3 ポスター（全線）
令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの期間の中から発注者が指定する 1 週間とする。

なお、繁忙期など掲載不可となる場合は、発注者と受託者間で掲出開始日を協議できることとする。
- 5 留意事項
 - (1) 本業務の目的等
本件業務は、赤十字思想の普及啓発および赤十字活動の広報を目的事業であること。
 - (2) 発注者から提供するデザイン用素材

上記3（2）で提供するデザイン用素材は、本件業務にのみ使用を許可する。
同デザイン用素材は、本件業務終了後にデータ削除又は破棄をすること。

(3) 3（2）について、広告デザインの作成については発注者と受注者とで作成方法については協議できるものとする。

(4) 業務スケジュールの作成

受託者は、契約締結後、本業務に係るデザイン素材からポスター貼り付けまでの業務スケジュールを発注者に提出すること。

(5) 業務期間の変更

発注者又は受託者のやむを得ない事情により、上記5（3）で提出した期間内に業務が完了しない場合は、予め発注者の承認を得ること。

以上